金融庁オンライン広報誌
アクセス FSA　第190号
https://www.fsa.go.jp/access/index.html

## Contents

## 外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について

本年４月、改正出入国管理及び難民認定法が施行され、今後我が国において、外国人材の受入れがますます進展していくこととなります。

金融庁では、そうした環境の変化を見据えて、日本に在留する外国人の方々やその支援者の方々に向けて、外国人の金融サービス利用における利便性向上のために有用な情報や、注意すべき事項についての情報を提供していきます。

その第１弾として、企業や学校などの外国人の受入れ先や、外国人の受入れを支援する機関の方々向けに、外国人の預貯金口座・送金利用について知っていただきたい事項をまとめたパンフレットを作成し、４月 12 日、金融庁ウェブサイトで公表しました。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトトップページの「トピックス」から、「外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について」よりご覧ください。本ページは、今後も順次必要な情報を追加していきます。

## 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁は、「『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』（以下、「ガイドライン」）の一部改正（案）」について、本年２月 13 日から３月 15 日にかけて広く意見募集を行い、21 の個人及び団体より 44 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見を踏まえ、本年４月 10 日、改正したガイドラインの確定版を公表しました。

本改正では、金融機関等において、全ての顧客のリスク評価をするとともに、リスクに応じた頻度での継続的な顧客管理を実施すべきことや、IT システムに用いるデータの網羅性・正確性の定期的な検証等が求められることとなりました。

パブリックコメントにおいては、顧客のリスク評価の具体的な手法やデータ検証の主体・頻度等に関するご質問をいただき、金融庁の考え方を回答しています。

ガイドラインは、マネロン・テロ資金供与対策に係る金融機関等のリスク管理の基本的考え方を明らかにしたものであり、本改正は、昨年２月のガイドライン公表後のモニタリング等を踏まえ、ガイドラインの趣旨をより明確化し、金融機関等による実効的な態勢整備を図るものです。

金融庁としては、本改正の内容も含め、ガイドラインの考え方や金融機関等の取組み状況等について、必要に応じて情報発信を続けていきます。

また、金融機関等がマネロン・テロ資金供与対策を円滑に実施していくために、金融機関等の利用者の皆様が、従来よりも厳格な本人確認を受けたり、従来とは異なる資料の提出や質問への回答を求められたりする場合がありますので、皆様のご理解・ご協力が必要となります。

これまで金融庁では、ウェブサイト内に特設ページを開設するなどの広報活動を実施してきましたが、金融機関等の利用者の皆様におかれましても、マネロン・テロ資金供与対策の高度化にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」（平成 31 年４月 10 日公表）にアクセスしてください。

※　マネロン・テロ資金供与対策にかかる金融機関利用者向け特設ページについては、こちらのページにアクセスしてください。

## 貸付自粛制度について

### 1.　貸付自粛制度とは

自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症によりご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、その他の理由により、ご本人が自らを自粛対象者とする旨、または法定代理人等が、金銭貸付による債務者を自粛対象者とする旨を、本制度実施団体に対して申告することにより、実施団体が貸付自粛情報を信用情報機関に登録し、一定期間、当該信用情報機関の会員に対してその情報を提供する制度です。

銀行・貸金業者などは、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

貸付自粛制度は、日本貸金業協会において設立当初から実施しているものですが、ギャンブル等依存症対策態勢整備の一環として、日本貸金業協会と一般社団法人全国銀行協会は、本年３月29日より連携して貸付自粛制度を実施することとなりました。

これに伴い、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、３つの信用情報機関（(株）日本信用情報機構（JICC)、(株）シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に貸付自粛情報が登録され、貸付自粛の対象となります。

詳細は、各実施団体ウェブサイトをご覧ください。

- 日本貸金業協会（貸付自粛制度について）
- 全国銀行協会（貸付自粛制度のご案内）

2. 依存症について（参考情報）

以下のリンク先において、依存症に関する注意事項や、ご本人やそのご家族が対処に困った場合の相談窓口等をご紹介しています。

- 金融庁（多重債務相談員等向けの対応マニュアル）
  （依存症の方との応対方法や、ギャンブル等依存症でお困りのご本人やご家族の皆様に向けた依存症の相談窓口の連絡先等が記載されております）
- 厚生労働省（依存症対策）
- 消費者庁（ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ）

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトトップページの「トピックス」から「貸付自粛制度について」にアクセスしてください。

## 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について

人口減少や高齢化の進展等により経営環境の厳しさが増す中において、地域金融機関が地域における金融仲介機能を継続的に発揮するためには、各金融機関において、持続可能なビジネスモデルを構築し、将来にわたる健全性を確保することが重要と考えられます。

こうした観点を踏まえ、今般、金融庁では、足下の実態に止まらず、「持続可能な収益性」や「将来にわたる健全性」について改善が必要と認められる地域金融機関に対して、早め早めの経営改善を促していくため、モニタリングの枠組みの見直しに係る監督指針の改正案を公表しました。

今回の改正案における具体的な変更点は以下のとおりです。

① より早期の対応を可能とするため、足下の実態よりも、将来の収益に着目

② 収益だけでなく、様々な事象のシミュレーションを踏まえ、将来の自己資本の見通しも勘案

③ 着目する指標や将来を見通す際の着眼点（地域経済の見通し、実施予定の施策の効果、減損等の追加コストの可能性等）を明示

今後、パブリックコメントでお寄せいただいた御意見を踏まえ、最終化に向けた検討を行っていきます。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』の一部改正（案）の公表について」（平成31年４月３日公表）にアクセスしてください。

## 地域銀行に対する「経営者保証に関するガイドライン」のアンケート調査の結果について

金融庁では、担保・保証に過度に依存しない融資の促進の取組みの一つとして、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）が融資慣行として浸透・定着するよう、金融機関に対してガイドラインの活用を促してきたところです。

平成29事務年度に地域銀行12行を対象に調査を実施した、「『経営者保証に関するガイドライン』等の実態調査」（平成30年６月27日公表）の結果によると、ガイドラインの活用が習熟している金融機関では、形式的な対応に留まらず、競争力の強化や顧客に対する満足度を向上させるといった経営戦略上の問題意識を持つことにより、経営トップが主導して各種取組みを実施している傾向が窺えました。

上記の傾向を踏まえ、金融庁では、経営戦略におけるガイドラインの位置付け等について、地域銀行全体の現状を把握することで、経営トップを含めた金融機関との対話に繋げ、ひいては更なるガイドラインの活用を促すため、地域銀行全行にアンケート調査を実施し、その結果を公表しました。

アンケート調査の結果、「ガイドラインの活用促進が与えるメリット・デメリット」、「事業承継時の二重徴求において旧経営者の保証を解除できない要因」などについて以下のような点が認められました。

- ガイドラインの活用促進は、顧客との信頼関係の強化や職員の目利き能力の向上等のメリットに繋がっている。
- 一般に、経営者保証は経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に資する面があると言われることが多い。この点、今回のアンケート結果では、経営者保証からの回収率は１%未満の場合が多く、地域銀行は、回収を前提とした保全としての役割よりも、規律付けの役割を期待して、経営者保証を求めている。
他方、この規律付けの役割についても、ガイドライン活用促進のデメリットを具体的に尋ねたところ、「企業の財務内容の悪化」を懸念する回答は、実際には非常に少ない。
- 事業承継時における二重徴求の状況下で、旧経営者の保証を解除できない要因として、旧経営者が引き続き代表権や一定程度の株式を

保持しているなど、明らかに経営権を保有していることのほか、実質的に経営権を有していることが挙げられている。

上記を踏まえ、金融庁としては、

- 各金融機関においてガイドラインの活用促進を進めるにあたっては、経営戦略全体の中で、どのように位置付けていくべきかを検討していくことが重要である。
- 各金融機関においては、抽象的な「規律付け」という発想で一律に経営者保証を求めるのではなく、規律付けの具体的な意味や実際の効果等について、十分に検討していく必要がある。
- 事業承継時における、新・旧経営者の保証の徴求（二重徴求解消に向けた取組みを含む）については、円滑な事業承継や改正民法施行への対応といった観点から、各金融機関において、明確な保証徴求基準の設定や旧経営者の保証解除に向けたフォロー態勢の構築などの具体的な取組みを実施していくことが重要である。

と考えています。

今回のアンケート結果を踏まえ、経営者保証ガイドライン活用状況等について、金融機関のトップも含めて対話を行うほか、金融機関による優良な取組み事例を、金融業界全体に紹介すること等により、金融機関が経営者保証に過度に依存せずに融資等を行うよう、促していきます。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「地域銀行に対する『経営者保証に関するガイドライン』のアンケート調査の結果について」（平成31年４月11日公表）にアクセスしてください。

## リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査について（インターネット調査結果分析の中間報告）

金融庁では、リスク性金融商品販売に関し、金融機関経営者等の取組みにより、「顧客本位の業務運営」がどのように金融機関の営業現場での顧客への対応に活かされ、顧客による金融機関の選択に活用されているか等について、顧客の視点から実態の分析・確認を行うこととしています。

以上を踏まえて、今般、顧客意識調査（インターネット及び郵送）を実施したところ、先行して、インターネット調査結果の分析結果を報告します。

- 「顧客本位の業務運営」の浸透・定着に向けた金融庁や金融機関の取組みは、顧客より一定の評価を得ているものの、「内容が難しい」といった意見も多く聞かれたほか、取組みについて金融機関が公表している情報と顧客が求める情報にギャップが生じている実態が認められる。
- また、投資経験者において、ここ２～３年で金融機関の対応が良くなったと感じている者は限定的であり、販売担当者の対応に不満を感じる者が多い。

今後、金融庁において、「顧客本位の業務運営」に関する取組みについて、より顧客の意見を反映した、わかりやすい情報提供に努めると共に、金融機関に対しても同様の対応を促し、引き続き、販売実態のモニタリングを行っていく考えです。

なお、郵送調査結果も踏まえた総合的な分析結果については、後日、追って公表します。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査について（インターネット調査結果分析の中間報告）」（平成 31 年４月９日公表）にアクセスしてください。

＜お知らせ＞
消費税率引上げに伴う「軽減税率制度」の導入等について

1. 軽減税率制度の実施について

本年 10 月１日から、消費税（地方消費税も含む。以下同じ。）の税率が、８%から 10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税の税率は、軽減税率（８%）と標準税率（10%）の複数税率となることから、事業者の方は帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させるなどの準備が必要となります。

消費税の軽減税率制度は全ての事業者の方に関係がありますので、金融庁としても、金融機関に対する準備の呼びかけ、更には全国の金融機関を通じ、金融機関を利用する事業者への周知に取り組んでいます。

制度の詳細については、以下のリンクをご確認ください。

- 政府広報オンライン（消費税の軽減税率制度について）
- 国税庁ホームページ（軽減税率制度とは）

2. 消費税率引上げに伴う価格設定について

平成 26 年４月の消費税率引上げの際は、様々な物・サービスの価格が一斉に上昇し、引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減が発生しました。

この経験を踏まえ、政府において、本年 10 月に予定されている消費税率引上げに伴う価格設定について、例えば、いわゆる「消費税還元セール」は禁止されている一方、消費税と直接関連しない宣伝・広告（「10 月 1 日以降 2%値下げ！」などの広告）は規制されないこと等を明確化し、事業者による自由な価格設定が原則であることを再確認するガイドラインをとりまとめました。

金融機関を利用する全国の様々な事業者の経営にも関係するものであり、金融庁としても、金融機関に対し、上記ガイドラインの内容についての周知に取り組んでいます。

制度の詳細については、以下のリンクをご確認ください。

- 公正取引委員会等作成パンフレット（消費税の円滑かつ適正な転嫁のために）

# 皆さんご注意ください！　＆ 情報提供のお願い

## その「もうけ話」、大丈夫ですか？

### ○　暗号資産（仮想通貨）に関するトラブルにご注意ください！

　インターネットを通じて電子的に取引される、暗号資産（いわゆる「仮想通貨」）をめぐるトラブルが増加しています。また、暗号資産（仮想通貨）の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

　改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には、金融庁・財務局に登録された事業者であるか、また、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- **暗号資産（仮想通貨）は「法定通貨」ではありません。**
- **暗号資産（仮想通貨）は、価格が変動することがあります。**
- **仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。**
- **暗号資産（仮想通貨）の取引を行う場合、事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。**
- **暗号資産（仮想通貨）や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。**

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁・財務局 の登録を受けているかを確認できます。

↓

仮想通貨交換業者登録一覧（金融庁ウェブサイト）

◎ また、金融庁・財務局が行った行政処分について確認できます。

↓

暗号資産（仮想通貨）関係情報　（金融庁ウェブサイト）

### ○　ＩＣＯ(Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

　一般に、ＩＣＯ(Initial Coin Offering)とは、企業等が電子的にトークン（証票）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でＩＣＯによる資金調達が急増していますが、ＩＣＯにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

- ● 価格下落の可能性

　トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

- ● 詐欺の可能性

　一般に、ＩＣＯでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ＩＣＯに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注）　ＩＣＯにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

　トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ＩＣＯの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しています。

↓

「ＩＣＯについて　～利用者及び事業者に対する注意喚起～」（金融庁ウェブサイト）

## ○　詐欺的な投資勧誘にご注意を！

　「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

　実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

### 「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。

↓

・こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

## 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。

↓

・こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

## 「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。

↓

・これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。
・ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局） の登録を受けているかを確認できます。

↓

免許・許可・登録等を受けている業者一覧（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
・その信用力などが保証されているものではありません。
・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓

詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）
**電話（ナビダイヤル）：0570－016811**
※ＩＰ電話からは、03－5251－6811 におかけください。
ＦＡＸ：03－3506－6699

## 皆様からの情報提供が市場を守ります！

**【お知らせ】**
平成 30 年 10 月１日より、下記窓口の電話受付時間を、
< **平日８時 45 分～17 時 00 分** >に変更しました。
詳しくは、「証券取引等監視委員会ウェブサイト」よりご確認ください。

(1)　情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、ＦＡＸ、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

（注）　個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会　情報提供窓口

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

**直　通：0570－00－3581（ナビダイヤル）**

※受付時間：平日8時45分～17時00分

※ＩＰ電話等からは、03－3581－9909におかけください。

代　表：03－3506－6000（内線3091、3093）

ＦＡＸ：03－5251－2136

郵送（共通）：〒100－8922

東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第7号館

(2)　年金運用ホットライン

平成 24 年４月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応します。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会　年金運用ホットライン

https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm

**直　通：03－3506－6627**【受付時間：平日8時45分～17時00分】

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(3)　公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会　公益通報・相談窓口

https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm

**直　通：03－3581－9854**【受付時間：平日8時45分～17時00分】

ＦＡＸ：03－5251－2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

# お知らせ

## 長い間、お取引のない預金等はありませんか？

2018 年１月１日に、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が施行されました。

2009 年１月１日以降のお取引から 10 年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

また、通帳やキャッシュカードの所在、金融機関にお届けの住所やメールアドレスに変更がないか、今一度ご確認してみてはいかがでしょうか。

金融庁ウェブサイトでは、預貯金者の方などのためのＱ＆Ａや、休眠預金等活用法に関する関係資料などをご紹介しています。詳しくは、金融庁ウェブサイトの「政策・審議会等」から、「長い間、お取引のない預金等はありませんか？」にアクセスしてください。

## 金融行政モニターについて

**金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!**

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

### 目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

#### モニター委員

（敬称略）

| | |
|---|---|
| 井上　聡 | 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー） |
| 翁　百合 | （株）日本総合研究所　理事長 |
| 神田　秀樹 | 学習院大学大学院法務研究科教授 |
| 永沢　裕美子 | フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人 |
| 米山　高生 | 東京経済大学経営学部教授 |
| 和仁　亮裕 | 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー） |

### 窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方　事業会社　学識経験者シンクタンク　金融機関及びその職員

金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

**金融行政ご意見受付窓口**

URL：https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：
〒100-8967
東京都千代田区霞ヶ関3-2-1
金融庁金融サービス利用者相談室
「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター委員に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

**金融行政モニター受付窓口**

URL：https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：
kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター 🔍

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融行政モニター」にアクセスしてください。

## 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- **以下の点について、ご質問・ご相談等はございませんか。**
  - **①　中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応**
  - **②　借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと**
  - **③経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容**
- **各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えします。また、助言等も積極的に行います。**
- **ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。**

**《受付時間》　平日９時～16 時**

※　お問い合わせ先については、「ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～」にアクセスしてください。

## 災害関連情報

金融庁ウェブサイトでは、災害関連情報について、以下の特設ページに掲載しています。

詳しくは、各災害関連情報ページをご覧ください。

- ◆ **東日本大震災関連情報（PC・ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ用）**
- ◆ **東日本大震災関連情報（携帯用）**
- ◆ **平成 28 年熊本地震関連情報**
- ◆ **平成 30 年７月豪雨関連情報**
- ◆ **平成 30 年北海道胆振東部地震関連情報**

## 新着情報等配信サービスに関するお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会では、Twitter 及び RSS により新着情報等配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

● 金融庁からは、毎月発行しているアクセスＦＳＡや、日々発表される各種報道発表など、
● 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
● 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
● 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報

が、配信されます。

配信を希望される方は、以下のリンクにアクセスいただき、Twitter 又は RSS による情報配信設定をお願いいたします。

**≪Twitter を利用した情報配信設定について≫**

以下の Twitter アカウントにアクセスし、「フォローする」を選択してください。

| | 日本語版 | 英語版 |
|---|---|---|
| 金融庁 | @fsa_JAPAN | |
| 証券取引等監視委員会 | @SESC_JAPAN | － |
| 公認会計士・監査審査会 | @cpaaob_JAPAN | － |
| 調達情報 | @fsa_procurement | － |

**≪RSS を利用した情報配信設定について≫**

RSS による配信設定手順については、以下 URL よりご確認ください。

| | 日本語版 | 英語版 |
|---|---|---|
| 金融庁 | https://www.fsa.go.jp/kouhou/rss.html | https://www.fsa.go.jp/en/rss.html |
| 証券取引等監視委員会 | https://www.fsa.go.jp/sesc/news/rss.htm | https://www.fsa.go.jp/sesc/english/rss.html |

| 公認会計士・監査審査会 | https://www.fsa.go.jp/cpaaob/rss.html | — |
| --- | --- | --- |
| 調達情報 | https://www.fsa.go.jp/kouhou/rss.html | — |